

## 設立後1年未満の場合の追加書類について

京都府循環型社会推進課

### 1 設立1年未満の場合

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可(積替え又は保管を含まない)の申請においては、「経理的基礎を有すること」の判断材料となる書類として、確定申告書等の提出を求めています。しかし、法人設立又は個人の事業開始から1期(年)未満の者にあつては、次の書類の提出ができないため、別の書類を提出してください。

#### (法人の場合)

- |                                |
|--------------------------------|
| ① 法人税の確定申告書                    |
| ② // 納税証明書                     |
| ③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 |

#### (個人の場合)

- |  |
|--|
| 所得税の確定申告書  |
| ※ 直近3年分の所得税の納税証明書については、金額欄に「無」と記載されたものであつても、提出が必要です。 |

### 2 追加書類の提出について

許可申請時に下表の書類も提出してください(法人・個人で提出する書類は異なります)。

添付書類		法人	個人
①	経営状況の見込みに関する申立書	○	○
②	貸借対照表(見込)、損益計画書 ※1 損益計算書に準じた内容で作成 ※2 第1期決算期までの期間が1年に満たない場合であっても、9箇月以上ある場合は第1期決算期までで可)	○	
	収支計画書 ※ 所得税確定申告書の附属書類である収支内訳書に準じた内容で作成		○
③	現金・資金の存在を示す書類 ( 預金残高証明書の写し又は通帳の写し ※最低1箇月以上の記帳分 ) ( 金銭消費契約書の写し、借入金残債務証明書 ※借入金がある場合 )	○	○
④	受付印のある法人設立届出書の写し ※ 税務署、都道府県、市町村への法人税法及び地方税法上の法人設立届全て	○	
	受付印のある個人事業の開業届出書の写し ※ 税務署への所得税法の個人事業開業届出		○
⑤	事務所、事業場及び駐車場の付近見取図及び写真 ※ それぞれ個別で作成してください。	○	○

### 3 様式のダウンロードについて

「申立書」、「損益計画書」、「収支計画書」及び「事務所、事業場及び駐車場の付近見取図及び写真」の様式については、京都府ホームページからダウンロードすることができます。

京都府 産業廃棄物 許可申請の追加書類について

検索 

( <http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/mokuji3.html> )